

つながる端末保証 重要説明事項

■つながる端末保証について

- (1) 品目をつながる端末保証とするモバイルオプション（以下「本オプション」といいます。）のお申し込みは、IIJmio モバイルサービス又は IIJmio モバイルプラスサービスの新規お申し込み時、又は IIJmio モバイルサービス（ギガプラン）の名義変更（譲渡）完了後 7 日以内に専用 Web ページからお申し込みした場合に限ります。
- (2) 本オプションは SIM カード又は eSIM 1 枚ごとに、1 端末保証オプションまでお申し込みいただけます。1 端末保証オプションごとに月額料金が発生します。
- (3) お申し込み後のキャンセルはできません。
- (4) 「修理受付センター」における受付開始は、本オプションの利用開始月の翌月となります。
- (5) 利用開始月の翌々月から月額料金が発生します。また、解約希望日にかかわらず解約月の月末までの料金がかかります。
- (6) 利用開始日から 14 日以内に専用 Web ページから利用者ご自身で保証対象端末をご登録ください。保証対象端末が未登録の場合は、本オプションを提供できませんのであらかじめご了承ください。
- (7) IIJmio サプライサービスの端末補償オプションをご利用中の端末について、本オプションをお申し込みいただくことはできません。
- (8) 交換機を提供した際は、交換機として提供された端末が以後保証対象端末となります。
- (9) 交換機提供時の利用料金は、交換機の送付時に代金引換でお支払いいただきます。また代引手数料は利用者負担となります。
- (10) 交換機は当社指定端末の中から送付します。ご利用中の端末と同一の端末を必ずご用意するわけではございません。また、端末のご指定はお受けできません。

■対象端末

IIJmio モバイルサービス又は IIJmio モバイルプラスサービスにおいて提供する SIM カードおよび eSIM（以下「IIJmio SIM カード」といいます。）を使用することにより通話又は通信が可能となったスマートフォン、タブレット端末、モバイルルータ（SIM フリー端末、キャリア端末をいいます。）とします。ただし、次の登録方法で登録されていない端末は対象外となります。

◆保証対象端末の登録方法 ※下記(1)～(4)の方法で登録のされない端末は、本オプションの適用対象外となります。

- (1) IIJmio SIM カードを利用者の対象端末で使用し、通信・通話可能な状態にします。
- (2) 利用者の対象端末を用いて、指定ページ【URL : <https://simwarra.com>】にアクセスします
※指定ページはスマートフォン・タブレット端末からのアクセスのみ可能となります。
- (3) 指定ページに当社が指定する端末識別番号及び顧客識別情報等を入力します。
- (4) (3)の情報入力後、対象端末の登録がされます。

※以下の内容を必ずご確認のうえお申し込みください。

※IIJmio SIM カードを他の端末で使用し、再度登録を行うことは可能です。その場合には、上記当社の指定する(1)～(4)の登録方法により、再度登録することで、登録が更新され、対象端末が変更されます。

◆保証対象端末の条件

- (1) 当社指定の方法により登録がされた端末。
- (2) IIJmio SIM カードを使用することにより通信・通話が可能となった端末。
(IIJmio SIM カードによる通信又は通話が利用者の本オプション利用請求日前 90 日以内に確認できる端末)。
- (3) 当社指定の方法による登録時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等が無く正常に動作している端末。
- (4) 利用者の所有する端末。
- (5) 日本国内で販売されたメーカーの正規品であり、日本の技術基準適合証明等のマーク（技適マーク）が付いている端末。
- (6) 日本国内で修理可能なものの、かつ、日本国内で購入可能なものの
- (7) 申し込み時点からメーカー発売日が 2 年以内（目安）の端末。

◆対象端末から除かれるもの

- (1) 対象端末の付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等）。
- (2) 対象端末内のソフトウェア。
- (3) レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- (4) 業務用に利用されている端末。
- (5) 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。
- (6) 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- (7) 非正規（違法）の方法により SIM ロックが解除された端末又は当社がそのように判断した端末。（※）
- (8) Wi-Fi モデルの端末。
- (9) 日本国外のみで販売されている端末。
- (10) 本オプション以外の保険、又は保証サービス等を用いて修理又は交換が可能な端末

※当社は、利用者の本オプションの利用請求時に、送付する端末が、非正規（違法）の方法による SIM ロック解除をしていないか否かについて確認します。

当該確認において利用者が虚偽の申告等を行った場合、それに起因して利用者に生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

また本オプションの利用を含め、利用者の非正規（違法）の方法による SIM ロック解除に基づき利用者に生じた損害（正規の方法によらない SIM ロック解除費用等）について当社は一切の責任を負わないものとし、当社に損害（非正規（違法）の方法により SIM ロック解除がされた端末の検証費用等）が生じた場合には、利用者は当社にその賠償をするものとします。

■故障等の内容

(1)自然故障

…対象端末の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した故障をいいます。

(2)破損

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損、一部損等の故障をいいます。

(3)水濡れ・水没

…対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。

※対象端末本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

■本オプションの利用方法

本オプションの、利用方法は以下の通りとなります。

- (1) 本オプションの利用の連絡は、当社が運営する「修理受付センター」（以下「受付窓口」といいます。）へ、利用者本人から直接電話により、ご連絡ください。なお、対象端末の故障発生から7日以内に行う必要があり、当該7日を超えた場合には、当社へ当該対象端末に係る本オプションの利用請求はできないものとします。
- (2) 利用者から本オプションの利用の連絡があったとき、当社は、当該連絡から本オプションの提供を開始するものとし、本オプションの提供回数の算定に含まれるものとします。なお、当該連絡後、利用者都合又は当社判断による本オプションの提供の中止があった場合であっても、提供回数を減じる等の対応を当社はしないものとします。
- (3) 受付窓口は、利用者からの連絡を受けた際に、利用者の本オプションの加入状況・事前に登録されている対象端末に関する情報の照会・確認をします。また、個人情報保護法に基づき利用者の情報を確認することもあります。
- (4) 受付窓口は、利用者の故障等した対象端末の状況等について、電話にて確認します。また、当該対象端末の故障等に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的な状況で生じたかについて説明を求める場合があります。なお、利用者が当社よりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本オプションの利用請求を、当社が受領しない場合があります。
- (5) 上記確認の結果、対象端末に本オプションの提供可能な故障等が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、下記提出必要書類を受付窓口に送付し、当社が内容を確認した後、当社の指示に従い、故障等した対象端末を当社が指定した宛先に送付してください（※利用者は、上記の他、当社から別途本オプションに関して指示がある場合、それに従うものとします。）。当該送付に係る費用は、当社負担とします。なお、故障端末の送付に先がけて、利用者は下記送付前確認を行うものとします。

※以下の内容を必ずご確認のうえお申し込みください。

- (6) 上記に従って、利用者より当社が送付を受けた対象端末について、故障内容の確認と登録製品の確認を行います。このとき、修理可能な場合、送付頂いた対象端末を修理し返送します。なお、上記(3)の利用者の対象端末の故障等が利用者の事故状況の説明と相違すると当社が判断する場合、下記補償上限金額を超える利用者負担が生じる場合、又は修理不可能で交換品の提供を行う場合には、当社より利用者へ該当事由について連絡し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社は、本オプションの提供・中止等をするものとします。また、利用者が当社による電話による故障等に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本オプションの提供が遅延又は不能となる場合があります。
- (7) 当社へ利用者から電話による本オプションの利用の連絡から1ヶ月以内に、当該連絡に係る対象端末（添付された提出必要書類を含みます。）を当社が確認できない場合には当該利用者による本オプションの利用は、利用者都合で中止されたものとします。
- (8) 本オプションを遂行する際、当社は動作確認のため、対象端末でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。

※対象端末のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障の場合、利用者は、直接購入された販売店又はメーカーに問い合わせるものとします。

「つながる端末保証」に関する修理・交換品提供・貸出機レンタルサービスについてのお問い合わせ先

「修理受付センター」

・電話番号：0120-301-974

・受付時間：10時～18時（年末年始除く）

※本オプション利用者以外のお客様からのお問い合わせにはお応えできない場合があります。あらかじめご了承ください。

「つながる端末保証」の概要及び、契約内容の確認・解約などについてのお問い合わせ先

「IIJ サポートセンター」（日本時間 9:00～19:00 年中無休）

・電話番号：0570-09-4400

・メール/チャット：<https://www.iijmio.jp/contact.jsp>

※IIJmio の回線からおかけの場合、国際電話 / IP 電話をお使いの方は 03-5205-4400 をご利用下さい。

※お問い合わせ時に、お客様のお名前、mioID をお伺いする場合があります。

◆提出必要書類

- 当社所定の修理等同意書（事故状況の報告を含みます。）

◆送付前確認

利用者の当社への送付前に、以下各号に定めるとおり、利用者は、対象端末の設定等を行うものとします（受付窓口にて、利用者へ再度案内することができます。）。なお、利用者が下記を行わない場合、当社は、本オプションの提供を行えない場合があります。また、利用者が下記を行わなかった場合に発生するサービスの再依頼費用（送料・検証費用等）を含む一切の料金は利用者の負担とするものとします。

(1)バックアップ

- 利用者がバックアップを必要とする場合、事前に利用者自身にてバックアップ等のデータ保護の対応を行うものと

※以下の内容を必ずご確認のうえお申し込みください。

します。なお、当社は、利用者が本オプションの利用請求した時点で、データ等が存在しないものとして取扱い、対象端末のデータ変化・消失等に関して当社は一切の責任を負わないものとします。

- ・当社は、対象端末内のデータについての複製・バックアップや復元作業等は一切行いません。
- ・本オプションのうち修理サービスの提供の際に、利用者の機器に記録されているデータの初期化を行う場合があります。

(2)セキュリティの解除

・利用者は、対象端末に、暗証番号・PIN ロックを設定している場合、設定を初期化してから、本オプションを利用するものとします。また、利用者は、携帯電話会社その他各社のセキュリティーサービス等に加入している場合、当該セキュリティを解除してから本オプションを利用するものとします。

・利用者がセキュリティ等を解除されない場合、最小限の動作確認のみとなりますので、動作確認ができないことにより修理を必要とする箇所が発見できない場合があり、それらに関連する箇所に対する修理に関しては一切の保証を当社は致しません。

(3)SIM カード・アクセサリ等の付属品の取り外し

・利用者は、SIM カード、並びに対象端末付属のカバー、ストラップ、画面保護シート又は外部記録媒体（これらに限らず、対象端末に付属するアクセサリ等一切をいい、総称して「アクセサリ等」といいます。）について、可能な限り取り外した上で、本オプションを利用するものとします。

・当社により、本オプションの提供において SIM カード・アクセサリ等を取り外させて頂くことがあります。なお、当社が SIM カード・アクセサリ等を取り外した場合、その紛失・盗難・破損その他一切の事由につき、当社は、SIM カード・アクセサリ等の代品の用意等を含め責任を負わないものとします。また、当社は、取り外した SIM カード・アクセサリ等の返却は行いません。なお、修理を行う場合に SIM カード・アクセサリ等の取り外しが必要であっても、過度な装飾等で取り外しができない場合、本オプションの提供を行うことができない場合があります。

(4)Apple 製品について

・利用者は、対象端末の「iPhone を探す」の機能をオフにしてから、本オプションを利用するものとします。当該設定方法が不明な場合には、Apple サポートページを参考に設定を行ってください。

・対象端末の故障の程度によっては、利用者自身で、「iPhone を探す」の機能をオフにすることができない場合がありますが、その際には本オプション利用時に、利用者の Apple ID とパスワードを開示して頂く必要があります。なお、利用者の Apple ID とパスワードが不明であって、「iPhone を探す」の機能をオフにできない場合、本オプションの提供を行うことができない場合があります。

■修理サービス・交換品提供サービス・貸出機レンタルサービス

(1)修理サービス

・本オプション提供期間中に、対象端末に発生した故障等を利用者から本オプションの利用請求があつたとき、本規約に基づき修理をします。

・修理サービスの提供において、当社は、技術上又は修理用部品の調達の困難性等を理由に、修理サービスを提供し

ない場合があります。

- ・修理サービスの提供において、下記に定める補償上限金額を超える場合には、当社は、利用者に当該修理サービスの提供を受けるか否かにつき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該修理サービスの提供を再開するものとします。
- ・修理がされた端末の当該修理箇所に起因して修理サービス提供前と同様の症状が発生した場合、利用者がその端末を当社から受領した日から7日以内に受付窓口に連絡をした場合、当社は、当社負担にて再修理の受付をします。なお、当該7日を超えて利用者から再修理の請求があった場合、新たな本オプションの利用請求とみなします。
- ・修理サービスの提供により修理がされた端末は、メーカー所定の日本国内仕様に準じるものとなります（利用者が海外仕様の対象端末をもって修理サービスを利用した場合であっても、日本国内仕様に準じるものに変更される場合があります）。

(2)交換品提供サービス

- ・本オプション提供期間中に、故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末（登録された対象端末と同じOSの端末に限るものとし、異なるOSの端末は当該指定端末には含まれないものとします。）を当社が利用者に提供します。
・当社が指定する端末は、予告なく変更されます。
- ・当社が、利用者に交換品提供サービスを提供する場合、又は交換品提供サービスの提供において補償上限金額を超える場合には、当社は、利用者に当該交換品提供サービスの提供を受けるか否かにつき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該交換品提供サービスの提供を再開するものとします。
- ・交換品提供サービスにおいては、補償上限金額を超えない場合であっても、下記交換端末負担金が利用者の費用負担となります。
- ・交換品提供サービスが提供された場合、利用者が当社へ送付した故障等した対象端末については、利用者は所有権を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。
- ・利用者は、当社から交換品を受領した後、交換品に故障がないことを確認します。交換品に故障が確認された場合、利用者は交換品受領日後2日以内に当社へ連絡することとし、利用者から当社へ当該連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。また、利用者が交換品を当社の指定した店舗等で受領した場合は、その場で確認するものとします。
- ・交換品に故障がある旨、利用者から当社に連絡があり、当社が当該交換品に故障があるものと判断できた場合には、当社から利用者へ新たな別の交換品（以下「新交換品」といいます。）を利用者へ発送するものとします。
- ・利用者は、新交換品を受領した場合、それに付属する送付キットにより、故障のある交換品を当社へ送付するものとします。このとき、故障のある交換品について、利用者による当社への返送が、利用者が新交換品を受領（当社にて新交換品の送達が確認された日）してから7日以内に当社が確認できない場合には、当社は返送されない交換品の対価に相当する金員の支払請求をします。
- ・交換品提供サービスの提供による新交換品は、メーカー所定の日本国内仕様に準じるものとなります。

(3)貸出機レンタルサービス

- ・当社が、修理サービス・交換品提供サービスを提供する場合、その提供に先がけて、利用者が希望する場合、利用者へ対象端末の代わりとして、貸出サービスの対象は当社が定める範囲に限り無償にて当社指定の貸出機をレンタルします。なお、貸出機レンタルサービスの利用の集中等があったときには、利用者の利用請求後、速やかに貸出機のレンタルができない場合があり、当社の判断で利用者への貸出機のレンタル開始日の調整をさせて頂きます。
- ・利用者の本オプションの利用請求時に利用者の指定する場所へ貸出機を送付します。なお、当社から利用者への当該貸出機の送付に係る費用は、利用者負担とします。
- ・当社又は当社指定の運送業者の都合により、送付が遅れる場合がありますが、利用者はこれを許諾するものとします。
- ・利用者は、当社から貸出機を受領した後、貸出機に故障がないことを確認します。貸出機に故障が確認された場合、貸出機受領後 2 日以内に当社へ連絡することとします。なお、利用者から当社に、当該連絡がない場合には、貸出機に故障はないものとみなします。
- ・利用者の貸出機の受領（当社にて貸出機の送達が確認された日）後 7 日以内に故障等した対象端末の利用者から当社への送達が確認できない場合、利用者に問い合わせの連絡をします。このとき、当社は、貸出機の返却を求める場合があります。
- ・利用者の貸出機の受領後 14 日以内に当該故障等した対象端末の当社への送達を確認できず、利用者から貸出機の返却がない場合には、当社は、利用者に対して、当該貸出機の対価に相当する金員の支払請求をします。
- ・利用者は、当社から修理サービス・交換品提供サービスの提供を受け、修理した端末、又は交換品の送付を受けた場合、その受領後 7 日以内に貸出機を当社へ返却するものとします。このとき、当社への当該貸出機の送付に係る費用は、当社負担とします。なお、当該 7 日以内に貸出機の利用から当社への送達を確認できない場合、利用者に問い合わせの連絡をします。また、利用者の修理した端末・交換品の受領後、14 日以内に利用者から当社への貸出機の返却がない場合、当社は、利用者に対して、当該貸出機の対価に相当する金員の支払請求をします。
- ・当社へ返却された貸出機に故障等が認められる場合、その修理・交換に係る費用は利用者負担とします。

※当社は、SIM ロック解除を、本オプションの提供において行いません。SIM ロック解除を行う場合は、利用者の費用と責任において行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

◆利用者による本オプションの中止及び故障等した対象端末の返還請求

- ・利用者から本オプションの利用の連絡があつたとき、当社は、当該連絡から本オプションの提供を開始するものとし、利用者は、本オプションの利用の中止請求を原則としてできないものとします。ただし、故障等した対象端末を当社が受領してから、当社が修理サービスを提供する前である場合、当社が交換品提供サービスを提供する場合又はサービスの提供において補償上限金額を超える場合、利用者負担が生じるときにおける利用者の意思確認を行う場合において、利用者は、当社へ本オプションの利用の中止請求をすること、及び発送した故障等のある対象端末の返還請求をすることができます。利用者が、当該中止・返還請求をした場合、その返送に係る費用は利用者の負担とします。

◆サービス提供のみなし完了

※以下の内容を必ずご確認のうえお申し込みください。

当社又は指定配達業者の責めに帰すべき事由によらず、修理した端末又は交換品の配送が完了しない場合（当社が発送した日から 7 日以内に応当する端末を利用者が受領しない場合）は、利用者に問い合わせの連絡をします。また、当社が発送した日から 14 日以内に応当する端末を利用者が受領しない場合、当社は、当該利用者へ修理サービス又は交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします（本オプションの提供回数の算定に含まれるものとします。）。なお、利用者が受領しないことから、当社に返送された端末は、返送された日から 30 日間で利用者は所有権を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。

◆送料の費用負担

以下のとおりに当社又は利用者が端末の送料の費用を負担するものとします。

状況	負担先
故障端末の発送(利用者⇒当社)	当社
貸出機の発送(当社⇒利用者)	利用者
貸出機の返送(利用者⇒当社)	当社
修理完了端末の発送(当社⇒利用者)	利用者
交換端末の発送(当社⇒利用者)	利用者
サービス中止時の端末の返送	利用者

※なお、当社ないし利用者に責めに帰すべき事由がある等、特段の事情がある場合には、当社の指定により、当社又は利用者は送料の費用負担をするものとします。

◆補償上限（補償対応期間、補償上限金額、交換端末負担金及び補償上限回数）

・当社は、以下に定める通り、利用者に修理サービス・交換品提供サービスの提供をするものとします。なお、修理サービス・交換品提供サービスにおいて、提供費用が補償上限金額を超える場合は、当該超過部分は利用者負担とし、利用者は当該超過部分相当額の支払義務を当社に負うものとします。また、当社は利用者が補償上限回数に達した場合には、次回到来する本オプションの提供期間の開始まで（利用契約の締結日を起算日として、1年毎）、当該利用者に対して、本オプションを提供しないものとします。

対象端末の種別	補償対応期間(※1)		補償上限金額 (不課税 ※2)	交換端末負担金 (税込 ※3)	補償上限回数 (※4)
	自然故障	破損 水濡れ・水没			
スマートフォン	対象端末の発売日 から 36 ヶ月以内	利用契約の契約期間中	金 50,000 円/1 回 あたり	交換品提供 同一年内 1 回 目金 4,400 円	累計 2 回/年
タブレット端末					

※以下の内容を必ずご確認のうえお申し込みください。

モバイルルータ				(税抜価格 4,000 円) 同一年内 2 回 目金 8,800 円 (税抜価格 8,000 円)	
---------	--	--	--	--	--

※1 補償対応期間は、本オプションの提供期間中であることを前提とします。

※2 補償上限金額（不課税）は、1回につき金5万円までとし、修理サービス又は交換品提供サービスの提供に係る費用（税込）が補償上限金額を超える場合の超過額は、利用者の負担とします。

なお、当該利用者負担金の当社（又は指定する振込先。以下同じ。）への支払いに係る費用（振込手数料等）は、利用者負担とします。

※3 補償上限金額に関わらず、交換品提供サービスの提供において、端末交換負担金は、利用者の負担とします。

なお、端末交換負担金は、交換品提供同一年内1回目の場合は、金4,400円（税抜価格4,000円）、2回目の場合には、金8,800円（税抜価格8,000円）となります。なお、利用者は端末交換負担金を当社へ代金引換、又は当社の指定する方法にて支払うものとし、代金引換手数料・振込手数料等の利用者の当社への支払いに係る費用は、利用者負担とします。

※4 対象端末を、1年間（起算日は利用契約の締結日）で利用できる範囲は、1つの機器、累計2回までに限るものとします。なお、機種変更等を行う場合は、当社指定ページにて変更後の端末で当社指定の方法により登録することで対象端末の変更を行うものとします。

◆除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本オプションの提供が受けられないものとします。

- (1)利用者の故意、重大な過失、対象端末の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- (2)利用者と同居する者及び利用者の親族の故意、重大な過失、対象端末の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- (3)対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社が判断する場合。
- (4)盗難・紛失による損害（盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます。）
- (5)地震、噴火、風水災、その他の自然災害（落雷を除きます。）に起因する場合。
- (6)補償対応期間を超えた場合。
- (7)登録が確認できない場合又は登録された情報（利用者の登録の際に当社が指定ページから取得可能な情報も含みます。）と利用者からの送付端末の情報が相違すると当社が判断する場合。
- (8)他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合（メーカー補償、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。）。
- (9)当社が指定した提出必要書類の提出がない場合。

- (10)利用者の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
- (11)対象端末が業務利用されている場合。
- (12)利用者が本オプションの適用資格を有していないときに発生した場合。
- (13)日本国外で生じた故障等の場合。
- (14)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合
(群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)。
- (15)核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された場合(放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。)。
- (16)公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- (17)利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- (18)本オプションの提供期間開始日以前に利用者に生じた対象端末への故障等の損害の場合。
- (19)本オプションに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた対象端末への故障等の損害の場合。
- (20)本オプションを解約した月の翌月以降に本オプションの提供の請求をした場合。
- (21)本機器購入の時点での初期不良であった場合(リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。)。
- (22)対象端末の本オプションの対象となる故障等以外の損害、附属的損害又は間接的損害。
- (23)メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象端末の場合。
- (24)付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障等の場合(コンピュータウイルス、データ損失による故障等を含みます。)。
- (25)自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障等の場合。
- (26)擦り傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象端末の通信又は通話機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
- (27)本規約に反した場合。
- (28)利用者が利益を得る目的で本オプションを利用するなど、本オプションの利用について当社が不当であると判断した場合。

以上